

## 平成21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(府省名:金融庁)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
金融庁行政情報化LANシステム機器等の借入(NTTファイナンス)	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 森 信親	平成20年4月1日	東京都港区芝浦1-2-1 NTTファイナンス(株)	会計法第29条の3第4項当初契約において一般競争入札により落札した業者と締結したものであり、当該機器を継続して賃貸することから、競争を許さないため。	12,171,600円	12,171,600円	100%	—	前年度に賃借していた機器等を引き続き賃借するものであり、競争を許さないため	平成21年度	
金融庁行政情報化LANシステム機器等の借入(秋山商会)	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 森 信親	平成20年4月1日	東京都中央区東日本橋2-24-10 ㈱秋山商会 東京都新宿区四谷3-12 昭和リース(株)	会計法第29条の3第4項当初契約において一般競争入札により落札した業者と締結したものであり、当該機器を継続して賃貸することから、競争を許さないため。	3,597,552円	3,597,552円	100%	—	前年度に賃借していた機器等を引き続き賃借するものであり、競争を許さないため	平成21年度	
日本銀行金融データベースシステム接続用機器の借入	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 森 信親	平成20年4月1日	東京都中央区東日本橋2-24-10 ㈱秋山商会 東京都新宿区四谷3-12 昭和リース(株)	会計法第29条の3第4項前年度に賃借していた機器等を引き続き借り上げるものであり、競争を許さないため。	2,177,154円	2,177,154円	100%	—	前年度に賃借していた機器等を引き続き賃借するものであり、競争を許さないため	平成21年度	
証券総合システムに係る電子計算機及びその他必要な機器の借入	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 森 信親	平成20年4月1日	東京都中央区東日本橋2-24-10 ㈱秋山商会 東京都港区浜松町2-4-1 センチュリー・リーシング・システム(株)	会計法第29条の3第4項前年度に賃借していた機器等を引き続き借り上げるものであり、競争を許さないため。	4,607,820円	4,607,820円	100%	—	前年度に賃借していた機器等を引き続き賃借するものであり、競争を許さないため	平成21年度	
金融検査監督データシステム機器の借入	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 森 信親	平成20年4月1日	東京都港区東新橋1-5-2 富士通(株) 東京都新宿区四谷3-12 昭和リース(株)	会計法第29条の3第4項前年度に賃借していた機器等を引き続き借り上げるものであり、競争を許さないため。	10,911,222円	10,911,222円	100%	—	前年度に賃借していた機器等を引き続き賃借するものであり、競争を許さないため	平成21年度	

財務省共同利用電子計算機システムの賃貸借	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 森 信親	平成20年4月1日	東京都港区東新橋1-5-2 富士通(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1新国際ビル 日本電子計算機(株)	会計法第29条の3第4項当初契約において一般競争入札により落札した業者と締結したものであり、当該機器を継続して賃貸することから、競争を許さないため。	26,441,757円	26,441,757円	100%	—	前年度に賃借していた機器等を引き続き賃借するものであり、競争を許さないため	平成21年度	財務省との連名契約
電子複写機の賃貸借(リコー)	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 森 信親	平成20年4月1日	東京都大田区大久保1-12-6 (株)リコー	会計法第29条の3第4項前年度に賃借していた機器等を引き続き借り上げるものであり、競争を許さないため。	5,509,110円	5,509,110円	100%	—	前年度に賃借していた機器等を引き続き賃借するものであり、競争を許さないため	平成21年度	
電子複写機の賃貸借(富士ゼロックス)	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 森 信親	平成20年4月1日	東京都港区六本木3-1-1 富士ゼロックス(株)	会計法第29条の3第4項前年度に賃借していた機器等を引き続き借り上げるものであり、競争を許さないため。	4,957,272円	4,957,272円	100%	—	前年度に賃借していた機器等を引き続き賃借するものであり、競争を許さないため	平成21年度	
インターネット巡回監視システムに係る電子計算機及びその他必要な機器の借入	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 森 信親	平成20年4月1日	神奈川県横浜市神奈川区新子安1-2-4 (株)富士通アドバンスソリューションズ 東京都新宿区四谷3-12 昭和リース(株)	会計法第29条の3第4項前年度に賃借していた機器等を引き続き借り上げるものであり、競争を許さないため。	3,339,000円	3,339,000円	100%	—	前年度に賃借していた機器等を引き続き賃借するものであり、競争を許さないため	平成21年度	
インターネット巡回監視システムの運用に伴うプロバイダ契約	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 森 信親	平成20年4月1日	神奈川県横浜市神奈川区新子安1-2-4 (株)富士通アドバンスソリューションズ	会計法第29条の3第4項プロバイダ内に設置されている巡回サーバとインターネット巡回システムの環境は不可分であり、競争を許さないため。	9,487,800円	9,487,800円	100%	—	本プロバイダは当該システムを構成する一部であり、当該サーバのみを既存の環境から切り離すことができないことから、運用提供できる唯一の業者であるため(当該システムに係る機器の借入満了後利用停止)	平成21年度	
調査業務用ノートパソコンの借入	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 森 信親	平成20年4月1日	東京都中央区東日本橋2-24-10 (株)秋山商会 東京都新宿区四谷3-12 昭和リース(株)	会計法第29条の3第4項前年度に賃借していた機器等を引き続き借り上げるものであり、競争を許さないため。	1,127,700円	1,127,700円	100%	—	前年度に賃借していた機器等を引き続き賃借するものであり、競争を許さないため	平成22年度	
金融庁行政情報化LANシステム機器等の借入(ワイ・エフ・リーシング)	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 森 信親	平成20年4月1日	東京都武蔵野市中町1-19-18 (株)ワイ・エフ・リーシング	会計法第29条の3第4項当初契約において一般競争入札により落札した業者と締結したものであり、当該機器を継続して賃貸することから、競争を許さないため。	2,186,100円	2,186,100円	100%	—	前年度に賃借していた機器等を引き続き賃借するものであり、競争を許さないため	平成22年度	

金融庁行政情報化LANシステム機器等の借入(富士通)	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 森 信親	平成20年4月1日	東京都中央区東日本橋2-24-10 ㈱秋山商会  東京都新宿区四谷3-12 昭和リース㈱	会計法第29条の3第4項当初契約において一般競争入札により落札した業者と締結したものであり、当該機器を継続して賃貸することから、競争を許さないため。	33,667,326円	33,667,326円	100%	—	前年度に賃借していた機器等を引き続き賃借するものであり、競争を許さないため	平成22年度	
金融庁行政情報化LANシステム機器等の借入(秋山商会)	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 森 信親	平成20年4月1日	東京都中央区東日本橋2-24-10 ㈱秋山商会  東京都新宿区四谷3-12 昭和リース㈱	会計法第29条の3第4項当初契約において一般競争入札により落札した業者と締結したものであり、当該機器を継続して賃貸することから、競争を許さないため。	20,833,848円	20,833,848円	100%	—	前年度に賃借していた機器等を引き続き賃借するものであり、競争を許さないため	平成23年度	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」(公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議)の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成20年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成21年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成21年度)を記載すること。